

I 山行計画策定規程

支部山行計画策定にあたっては、以下の事項に留意し作成するものとする。

- 1 支部山行計画は、すべての支部会員から募集する。
- 2 計画策定期期
支部山行計画は、毎年 8 月から翌年 1 月、同 2 月から 7 月に期を分けて計画し、各期間の 2 か月前の支部ニュースで山行計画概要書の提出を募集する。
- 3 山行計画決定手順
毎年 2 月、8 月の運営委員会において、山行計画概要書を提出した会員に出席を求め（拡大委員会）、計画内容の説明を受けて審議し、支部長が山行計画を承認する。承認結果は、翌月の支部ニュースに公表する。
- 4 計画作成者（山行リーダー）は、山行計画実施に際し、会員に説明のための詳細計画書を作成し、会報係と協議のうえ、掲載回数基準に則り、詳細計画を支部ニュースに掲載し、例会において計画内容や注意事項等を説明のうえ、参加者を募集し計画を実施する。
- 5 詳細山行計画作成に際しての事前調査
 - (1) 現地状況について綿密に調査を行う。地図、山岳関係ホームページ、現地関係筋への聞き込み、過去の支部ニュースの記事などのほか、状況によっては事前に下見を行うなど、十分な情報収集に努める。
 - (2) 山行計画における行動時間・休息時間の設定は、十分な余裕をもって作成する。
- 6 難易度の設定
 - (1) 策定した山行計画には、支部制定の難易度表に基づいて難易度を表示する。
 - (2) 難易度表示にあたっては、ルートの距離、標高差、季節、要する時間、鎖場・岩場などルートの質・状態等を総合的に勘案して慎重に定める。
- 7 山行実施日に関する注意事項
 - (1) 支部内主要行事や本部集中山行・本部支部合同山行などに抵触しないよう留意する。
 - (2) 山行実施日について、同一日における同一難度の複数の山行計画、異なる難易度の複数の山行計画の実施を認める。
- 8 臨時山行
 - (1) 会員が支部山行計画会議（拡大委員会）の決定時期以外に、新たに山行実施を希望するときは、計画書を添えて山行委員に申し出るものとする。山行委員は必要な協議を経て臨時山行としてこれを認め、支部ニュースに掲載する。
 - (2) 臨時山行計画開催が支部ニュース掲載に間に合わないときは、メーリングリストでの募集も可能とする。
- 9 レンタカーを利用する山行に関しては別に定める「レンタカーを利用した山行に関する規程」によるものとする。

（付則） この規程は 2024 年 9 月 11 日から施行する。

Ⅱ 山行の申し込み規程

- 1 山行の申し込みは以下による。
 - (1) 例会に出席し、山行リーダーから山行計画細部の説明を聞き、山行グレードと自分の体力・脚力を検討して、納得の上で参加申し込むのを原則とする。山行係は、参加希望者が山行グレードを満たしていないと判断した場合は、山行委員と協議して参加を断ることができる。
 - (2) 全会員が常に例会に参加できるとは限らない現状に鑑み、上記(1)にかかわらず、参加申し込みは、次期支部山行計画が決定され、支部ニュースに山行計画が発表された時点から山行リーダーに申し込むことができる。この場合山行リーダーは申し込みを受け付け、例会の山行計画説明後の参加者募集時にその氏名を発表する。
- 2 山行リーダーが計画に対して参加者数が過剰だと判断した場合は、先着順を原則として参加者数を調整することができるものとする。宿泊施設、バス・タクシー等利用のため人数に制限がある場合も同様とする。
- 3 早期に参加希望者が定員を大幅に超えていることが明らかなときは、新たな山行計画を募集するなど補完的な対応をすることも考慮する。
- 4 希望山行提出者は、提出した希望山行が実施される場合は他の参加希望者に優先して参加できるものとする。

(付則) この規程は 2024 年 9 月 11 日から施行する。

Ⅲ 個人山行規程

- 1 定義・目的 横浜支部会員が山行リーダーとなり、支部会員又は支部会員以外の参加者をも含めて山行を行うことを言う。この場合支部山行手続きによらず新たな簡略的取り扱いをすることで会員間の山行機会を拡大させることを目的とする。
- 2 個人山行は、支部運営委員会の承認を得て行う活動ではないため、活動におけるあらゆる事象はすべてその参加当事者において処理されるものとする。
- 3 個人山行は、支部運営委員会の承認を要しない活動であるといえども、山行の安全維持のため支部山行計画策定に準じた計画のもとに活動するよう努める。
- 4 山行計画募集に関しては、公募・私募自由とする。但し、目的の趣旨から公募を推奨する。
- 5 横浜支部会員に公募を希望の場合は、支部ニュースの free board 欄に掲載することができる。
- 6 支部ニュース掲載に間に合わない場合は、メーリングリストを活用して募集することも可能とする。
- 7 山行実施後、支部山行に規定する山行報告は要しない。

（付則）この規程は 2024 年 9 月 11 日から施行する。

Ⅳ レンタカーを利用する山行に関する規程

第1条 目的

この規程は、新ハイキングクラブ横浜支部が企画する山行に、レンタカーを利用する場合の交通事故防止対策を定め、併せて運行中の経費負担の扱いを統一することを目的とする。

第2条 運用原則

山行に利用する交通手段は、事故発生率の少ない公共交通機関（貸し切りバス、タクシーを含む）によることを原則とするが、例外としてレンタカーを使用することを認める。また、事情によりマイカーを利用する場合は、個人山行として企画するものとする。

第3条 レンタカー会社の選択

レンタカー会社を選択するに当たっては、レンタカー料金に含まれる保険・補償内容や、含まれないオプション項目の確認をして会社を決定する。

〔保険・補償内容〕

- 1 基本の補償（対人、対物、車両、搭乗者傷害補償等）・・・レンタカー費用に含まれる。
- 2 車両事故（タイヤパンク、ホイールキャップ紛失、損傷等）・・・自己負担であるが免責補償がある。
- 3 ノンオペレーションチャージ・・・車両の修理、清掃等の費用発生の場合、自己負担であるが免責補償がある。

第4条 保険・補償制度が適用されない条件に注意する。

- 1 警察に事故の届出を実施しなかった場合（事故証明がない場合）。
- 2 出発時に申請した運転者以外が運転して事故発生した場合。
- 3 無免許運転。
- 4 酒気帯び運転。
- 5 契約借用期間を無断延長して事故発生した場合。

第5条 交通事故の防止対策

- 1 運転者の心構え：運転者は交通法規を遵守して安全運転を第一に車両を運行する。
- 2 複数の車両を使用する場合：走行中のトラブル等により、車両がはぐれた場合の連絡手段は必ず決めておく。
- 3 運転者の交替要員：長距離走行など複数の運転者を必要とする場合は、レンタカー会社に申請した運転者に限定して交替要員を決めておき、過労運転を防止する。

第6条 交通事故が発生した場合の処置

- 1 被害者のある場合は速やかに救護する。
- 2 事故の続発を防ぐ処置をとる。
- 3 事故の発生状況を警察へ通報し、警察の到着を待つ。
- 4 同行車両のある場合、予め打ち合わせた連絡をとる。
- 5 事故の状況に応じて、支部の責任者（支部長、山行委員）へ状況を報告する。

第7条 事故の際の責任の所在

- 1 賠償責任：事故による事後処理や損害倍書の責任は事故時の運転者が負う。
- 2 支部の責任：支部は事故について適切な指示、対応などを行うが一切の責任は負わない。

- 3 係の責任：係が運転者でない場合は、事故に関する適切な指示、対応などを行うが一切の責任は負わない。

第8条 事故の際の会員による損害請求

- 1 会員運転者の過失割合が大きい場合でも、被害を受けた会員は事故車両が補償する範囲以上の請求を運転者に求めない。
- 2 他車の過失割合が大きい事故の損害請求は、原則として運転者と加害者との直接交渉によるものとするが、乗車中に被害を受けた会員による相手方への直接交渉は妨げない。

第9条 費用負担

- 1 レンタカー費用、燃料費および有料道路料金、駐車場料金などの交通手段に関して山行中に第三者に支払うべき費用は参加者の均等割で負担するものとする。
- 2 車両故障、事故による免責料など保険で賄えない費用は参加者全員で負担する。
- 3 交通違反による反則金は、スピード違反と追い越し禁止違反は運転者の責任とし、それ以外の違反は参加者全員の責任として反則金を分担する。
- 4 運転者への謝礼については、新ハイキングクラブの運営趣旨に基づき、ボランティアによる労力の提供として特段の配慮はしないものとする。

（付則）この規程は 2024 年 9 月 11 日から施行する。

V 新ハイキングクラブ横浜支部の山行難易度基準

区分	難易度	基準の内容（2011 年 10 月 4 日本部・山行委員会）
軽ハイキング	★ 1	初めての人でも安心して歩けるコース ウォーキング・軽ハイキング向き ☆標準的な実歩行時間は、3 時間以下
一般向き	★★ 2	日頃山歩きをしている人なら誰でも歩けるコース 市販の登山地図に実線で示されたコースで、道標が整備されているコース ゲレンデスキー ☆標準的な実歩行時間は、3 ～ 4 時間（体験山行対応）
一般向き強	★★★ 3	一般向きより強で、軽微な岩場等の通過点などや、急な登下降もあるコース 市販の登山地図に実線で示されているコース ☆標準的な実歩行時間は、4 ～ 5 時間（体験山行対応）
やや健脚向き	★★ ★★ 4	市販の登山地図に実線で示されているが、歩行時間が長く、やせ尾根の通過など、それなりの体力と経験を有するコース 登山地図に実線で示されていない藪コース 山小屋、避難小屋、テント利用で、それなりの装備が必要なコース（1 泊・2 泊行程） 雪のある初級の山（スノーシュー、ワカン、軽アイゼン使用で日帰り） ☆標準的な実歩行時間は、5 ～ 6 時間
健脚向き	★★ ★★ ★ 5	市販の登山地図に実線で示されているが、歩行時間が長く、3000m 級の稜線歩きや、迷いやすい地形か、やせ尾根、岩陵地帯などがあり、それなりの体力と経験を有するコース 山小屋、避難小屋、テント利用でそれなりの装備が必要なコース（2 泊以上の行程）雪のある中級の山（スノーシュー、ワカン、軽アイゼン使用） ☆標準的な実歩行時間は、6 時間以上

※新ハイキングクラブ横浜支部の山行難易度は、本部の山行別グレード・基準と同等とする。

※スローペースで歩く場合は、リーダーの判断であり、区分と実歩行時間はリンクしなくてもよい。

※山行 1 日目の実歩行時間は 8 時間以内とし、2 日目以降の行動時間（乗物の移動を含めた出発地から到着地までの所要時間）は 12 時間を上限とする。ただし、山行最終日については、帰路の交通機関乗車までを 12 時間以内とする。